

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額の変更について（通知）

このことについて、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第17条第4項第2号ハに定める賃金日額が変更されたことに伴い、平成26年8月1日以後の期間について支給される地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第70条の2及び第70条の3に規定する育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額が下記のとおり変更されますので、お知らせします。

記

1 育児休業手当金（法附則第17条の2の暫定措置により支給されるものに限る。）の給付上限相当額

【50%適用の場合】

$$\begin{aligned}\text{給付上限相当額} &= 14,200\text{円} \times 30 \times 50 / 100 \times 1 / 22 \\ &= 9,681.81 \text{ (円未満端数切捨て)} \\ &= 9,681 \text{ (円)}\end{aligned}$$

【67%適用の場合】

$$\begin{aligned}\text{給付上限相当額} &= 14,200\text{円} \times 30 \times 67 / 100 \times 1 / 22 \\ &= 12,973.63 \text{ (円未満端数切捨て)} \\ &= 12,973 \text{ (円)}\end{aligned}$$

2 介護休業手当金の給付上限相当額

$$\begin{aligned}\text{給付上限相当額} &= 14,200\text{円} \times 30 \times 40 / 100 \times 1 / 22 \\ &= 7,745.45 \text{ (円未満端数切捨て)} \\ &= 7,745 \text{ (円)}\end{aligned}$$

担当：共済班短期給付係